

南大隅町文化・スポーツ合宿誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本町における文化・スポーツ合宿の誘致を推進するため、町内で「文化・スポーツ合宿を実施する就学者で構成された営利を目的としない団体」(以下「合宿団体」という。)に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、南大隅町補助金等交付規則(平成17年規則第32号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、町外に所在する合宿団体を対象とし、文化・スポーツ技術向上のために実施する合宿であることとする。又は、選抜選手による強化を目的とする合宿団体であることとする。また、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 町内に宿泊していること。
- (2) 1回の合宿における延べ宿泊数(合宿に参加し宿泊した延べ数)が20人泊以上であること。なお、公式試合やイベント等に参加出場するために宿泊し、かつその前後に合宿のために宿泊する場合については、公式試合やイベント等に参加出場する前日泊は宿泊数に算入しないこととする。
- (3) 国、県又は他の地方公共団体等から合宿助成を受けていないこと。
- (4) 高校及び大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定するものをいう。)の学生で構成される文化系及び運動系の団体とする。
- (5) その他町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(複数年度にわたる合宿の補助対象年度)

第3条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該合宿の最終宿泊日の属する年度とする。この場合において、第2条第3号に規定する延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

(補助金の額)

第4条 宿泊費にかかる補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、合宿参加者の延べ宿泊数に当該各号に規定する金額を乗じて得た額とする。ただし、1回の合宿における補助限度額を宿泊費補助20万円とする。

- (1) 宿泊施設 1泊当たり1,000円
- (2) バンガロー・キャンプ施設等 1泊当たり500円(ただし、食糧費を除く1泊当たりの宿泊料が税込1,000円以上の場合を対象とする。)
- 2 交通費補助にかかる補助金の額は、町内の交通事業者を利用した場合の実費の2/3の額(100円未満切り捨て)とする。ただし、1回の合宿における補助限度額を交通費補助10万円とする。
- 3 体験型活動に要した経費にかかる助成金は、当該経費を合宿人数で除した額を1人当たりの助成額(100円未満切り捨て)とする。ただし、1人当たりの助成額の上限は1,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、南大隅町文化・スポーツ合宿誘致補助金交付申請書(様式第1号)に町長が必要と認める書類を添えて事前に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 補助金の交付決定通知は、南大隅町文化・スポーツ合宿誘致補助金交付決定通知書(様式第2号)により行なうものとする。

(変更の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体が重要な変更により、第5条の申請の内容を変更しようとするときは、南大隅町文化・スポーツ合宿誘致補助金交付変更承認申請書(様式第3号)に町長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。ただし、交付決定額の20パーセント以内の変更等軽微な変更は、この限りでない。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業終了後速やかに南大隅町文化・スポーツ合宿誘致補助金実績報告書(様式第4号)に町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第9条 補助金の交付確定通知書は、南大隅町文化・スポーツ合宿誘致補助金交付確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金交付確定通知書を通知後、申請者は請求書(様式第6号)を提出する。その後補助金の支払いを行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。